

議案第54号

鹿児島県立特別支援学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定の
件

鹿児島県立特別支援学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和4年6月提出

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県立特別支援学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

第1条 鹿児島県立特別支援学校の設置及び管理に関する条例（昭和39年鹿児島県条例第39号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中 「 | 鹿児島県立桜丘養護学校 | 鹿児島市 | 」を

「 | 鹿児島県立桜丘養護学校 | 鹿児島市 |
| 鹿児島県立鹿児島南特別支援学校 | 鹿児島市 | 」に改める。

第2条 鹿児島県立特別支援学校の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条の表中「鹿児島県立武岡台養護学校」を「鹿児島県立武岡台特別支援学校」に、
「鹿児島県立鹿児島養護学校」を「鹿児島県立鹿児島特別支援学校」に、

「 | 鹿児島県立皆与志養護学校 | 鹿児島市 |
| 鹿児島県立桜丘養護学校 | 鹿児島市 | 」を

「 | 鹿児島県立皆与志特別支援学校 | 鹿児島市 | 」に、「鹿児島県立指宿養護
学校」を「鹿児島県立指宿特別支援学校」に、「鹿児島県立南薩養護学校」を「鹿児島県立
南薩特別支援学校」に、「鹿児島県立串木野養護学校」を「鹿児島県立串木野特別支援学校」
に、「鹿児島県立出水養護学校」を「鹿児島県立出水特別支援学校」に、「鹿児島県立加治
木養護学校」を「鹿児島県立加治木特別支援学校」に、「鹿児島県立牧之原養護学校」を
「鹿児島県立牧之原特別支援学校」に、「鹿児島県立鹿屋養護学校」を「鹿児島県立鹿屋特
別支援学校」に、「鹿児島県立中種子養護学校」を「鹿児島県立中種子特別支援学校」に、
「鹿児島県立大島養護学校」を「鹿児島県立大島特別支援学校」に改める。

附 則

この条例中第1条の規定は令和4年7月21日から、第2条の規定は令和5年4月1日から施行する。

（提案理由）

鹿児島県立鹿児島南特別支援学校を設置し、及び鹿児島県立桜丘養護学校を廃止するとともに、特別支援学校の名称を変更するため、所要の改正をしようとするものである。